

令和6年度第1回 碧南市障害者差別解消支援地域協議会 次 第

日時 令和6年6月25日（火）

碧南市地域自立支援協議会終了後

場所 へきなん福祉センターあいくる
デイルーム

1 あいさつ

2 議題

(1) 令和5年度の実施について

(2) 令和6年度の実施について

(3) 市内の相談状況について

3 その他

碧南市障害者差別解消支援地域協議会設置規程

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、碧南市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害を理由とする差別に係る紛争の防止及び解決に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別に係る相談事例の共有及び相談体制の整備に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消を目的とした研修及び啓発に関すること。
- (4) その他障害を理由とする差別の解消に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害児者関係団体の代表者
- (3) 医療機関の代表者
- (4) 障害福祉サービス又は障害児通所支援関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成29年5月29日から施行する。

議題（１）令和５年度の取組について

１ 周知・啓発

ホームページ及び広報へきなんに『不当な差別的取扱いの例』『合理的配慮の具体例』『社会的障壁の例』など障害者差別解消法の趣旨や相談先について掲載している。また、福祉課からの書類発送時の封筒に障害者差別に関する相談および碧南市障害者虐待防止センターの連絡先の記載を加えることにより、障害により不利益を受けている方々への周知・啓発を図る取組を継続して行っている。

２ 窓口の設置

福祉課及び秘書情報課を相談窓口として設置し、相談を受け入れる体制を整えている。令和５年度には、以下の２件の相談があった。

相談１ 病院における障害者差別があったとする相談

身体障害者手帳所持者（以下、本人とする）が病院に入院した際に、医師から本人に対して治療説明が十分になかった。加えて、入院中にストレスにより過食を引き起こし、血糖が上がってしまったことに対し、医師が「手術したいのか、したくないのか」と恫喝した。本人は不安になると過食する症状があり、医師が心理的な側面まで把握できていない。

別の病院に受診をした際に、本人に対してのみ看護師が迷惑そうな顔を向ける、また、本人に対しての施術が短いと感じる。

以上の２点について、本人は匿名希望であり、市への対応を求めるものではない。ただし、本人は障害者差別を受けたと感じているとの相談であった。

相談２ 障害を理由として仕事量が減少したとする相談

身体障害者手帳所持者（以下、本人とする）は、塾の講師を行っている。塾の経営者は本人の体調を気遣い、受け持ちの授業数を減らした。塾は授業数に応じて報酬が決まっているため、収入が減少した。塾についての対応は不要であるとのこと。しかし、障害者差別ではない家族関係に関するトラブルの相談となったため、市民課の法律相談を案内した。

３ 障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消す

るための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される組織

(構成団体)

碧南市社会福祉協議会、碧南市手をつなぐ育成会、日本福祉大学、碧南市身体障害者福祉協会、碧南市民生委員児童委員協議会、NPO法人ハートフルあおみ、刈谷公共職業安定所碧南出張所、愛知県衣浦東部保健所、西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる、刈谷病院、WHJ相談支援センターメビア、ARTIST JAPAN

4 障害者差別解消支援地域協議会の開催

(1) 開催日

令和5年7月7日(金)

(2) 議題

ア 令和4年度の実施について

イ 令和5年度の実施について

ウ 県内の相談状況について

議題(2) 令和6年度の実施について

1 周知・啓発

ホームページ及び広報へきなんに障害者差別解消法の趣旨や相談先の掲載、福祉課から送付する封筒に障害者差別に関する相談および碧南市障害者虐待防止センターの連絡先の記載を通して相談先の周知を継続して図っていく。

2 窓口の設置

福祉課及び秘書情報課を相談窓口とし、引き続き相談を受け入れる。

3 障害者差別解消支援地域協議会の開催

開催日 令和6年6月25日(火)

議題(3) 県内の相談状況について

1 県の窓口への相談状況(2023年4月～2024年3月)

(1) 相談件数(括弧内は前年同時期の件数。以下同じ。)

44件(45件)

(2) 相談者区分

本人 30件 家族 6件 関係者 5件 市町村相談窓口 3件 不明 0件

(本人 27件 家族 7件 関係者 3件 市町村相談窓口 5件 不明 1件)

(3) 障害種別と相談の分野

種別/分野		福祉サービスの提供	医療の提供	商品及びサービスの提供	労働及び雇用	教育	建築物の利用
身体障害	肢体	0件(0件)	1件(0件)	0件(5件)	0件(1件)	1件(1件)	1件(8件)
	視覚	1件(0件)	1件(0件)	2件(1件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
	聴覚	0件(0件)	0件(0件)	1件(0件)	0件(1件)	0件(0件)	1件(0件)
	内部	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
	不明	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
知的障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
高次脳機能障害		0件(0件)	0件(0件)	1件(0件)	1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
精神障害(上記以外)		2件(1件)	1件(0件)	3件(1件)	1件(5件)	0件(0件)	0件(0件)
発達障害		0件(1件)	0件(1件)	0件(0件)	1件(0件)	1件(0件)	0件(0件)
難病		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
その他		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
不明		3件(0件)	1件(0件)	1件(2件)	1件(2件)	2件(1件)	0件(0件)
計		6件(2件)	4件(1件)	8件(10件)	4件(9件)	4件(2件)	2件(8件)

種別/分野		交通機関の利用	不動産取引	情報の提供等	意思表示の受領	その他 (行政機関の対応等)	合計
身体障害	肢体	0件(3件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	1件(0件)	4件(18件)
	視覚	2件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	3件(1件)	9件(2件)
	聴覚	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	2件(0件)	4件(1件)
	内部	0件(0件)	0件(2件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(2件)
	不明	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	0件(0件)
知的障害		0件(0件)	2件(0件)	1件(0件)	0件(0件)	1件(1件)	4件(2件)
高次脳機能障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)	2件(1件)
精神障害 (上記以外)		0件(0件)	2件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	3件(4件)	12件(11件)
発達障害		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	2件(2件)
難病		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
その他		0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(0件)
不明		0件(0件)	1件(0件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(2件)	9件(7件)
計		2件(3件)	5件(2件)	1件(0件)	0件(0件)	10件(9件)	46件(46件)

※複数の対応を行った案件があるため合計件数は一致しない。

(4) 対応の区分

区分	件数
・相手方との調整 (事情を確認し、相手方に対して何らかの調整を行ったもの)	10件(4件)
・情報提供・資料送付 (相談者もしくは相手方に情報提供を行ったもの)	1件(0件)
・相談者への助言 (相談者へ助言等を行ったもの)	21件(26件)
・傾聴のみ (相談者から対応不要の意思表示があったもの等)	9件(8件)
・関係機関への引継ぎ (相談者から事情を聴取した上で、関係機関に対して、事案を引き継いだもの)	3件(7件)
・その他	0件(0件)
合計	44件(45件)

2 市町村窓口への相談状況（2023年4月～2024年3月）（※）

不当な差別的取扱い 46件（40件）

合理的配慮の不提供 22件（14件）

環境の整備 7件（7件）

その他 7件（6件）

合計 82件（67件）

※障害福祉課に報告があったもの